

長岡市・与板町

合併協議会だより



第2号

発行：長岡市・与板町合併協議会 編集：長岡市・与板町合併協議会事務局



合併日は平成18年1月1日に決定しました

2月9日に、長岡市役所において、第2回長岡市・与板町合併協議会（以下「協議会」という。）を開催しました。

報告事項として、新市建設計画策定小委員会から「与板地域の活動方針・展開」「長岡市・与板町 新市建設計画（案）」が報告されました。また、協議事項では、「合併の期日」を平成18年1月1日とすることが承認されました。

報告事項

◆報告第8号

長岡市・与板町合併協議会委員等の変更

◆報告第9号

第1回～第3回新市建設計画策定小委員会

豊口小委員会委員長より、小委員会での審議の状況について次のような報告がありました。

協議会で付託を受けて、委員の方々と新市建設計画策定の小委員会を3回にわたり開催し検討を重ねてまいりました。

第1回は、1月28日に長岡市役所において開催し、小委員会の役割や建設計画の策定方針などについて確認し、与板地域の歴史や概要の説明を受けて、合併後のまちづくりについて意見交換をしました。その後、2月3日に第2回、2月8日に第3回小委員会を開催、各委員から貴重な意見をいただきました。

本日、与板地域の整備活動方針と新市の地域ら

長岡市・与板町の合併協議の経過

1月26日	第1回合併協議会開催
1月28日	第1回新市建設計画策定小委員会開催
2月3日	第2回 "
2月8日	第3回 "
2月9日	第2回合併協議会開催

協議事項

◆議案第23号

合併の期日

次のとおり承認されました。

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

平成17年度中に合併する方針が第1回協議会で確認されていましたが、今回、合併日に住民サービスの低下を招かないという考えに基づいて合併日が提案され、承認されました。

現在ほとんどの業務がコンピュータ化されていることから、電算データの移行、システムの統合にある程度の期間が必要なこと、統合したシステムの運用が間違いなく行えるかの確認を確実に終わらせる必要があることなどから、合併日の前後に休日のある1月1日とされました。



第3回新市建設計画策定小委員会(長岡市役所)

しき価値を高める行動計画として、新市建設計画の案を報告させていただきました。今後は、更に県との協議を経て、3月上旬にかけて最終的なまとめを行う予定です。

◆議案第24号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

次のとおり承認されました。

- 1 編入される与板町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
 - 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
- (1) 編入される与板町の農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される与板町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
- (2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。
- (3) 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。

また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、与板町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。

合併により統合される農業委員会の選挙による委員数は、長岡市の選挙による委員の任期である平成20年7月19日までは、長岡市の委員40人と与板町の選挙による委員の互選による2人を加えた42人となります。

なお、平成20年7月20日以降は、長岡市全体の選挙による委員は40人となります。

◆議案第25号

使用料・手数料等の取扱い

次のとおり承認されました。

- 1 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
- 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
- 3 手数料については、長岡市の制度に統一する。
- 4 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する使用料・手数料等については、除くものとする。

○施設使用料

(1) 現行どおりとするもの。

施設使用料名	長岡市	与板町
観光施設使用料 (該当施設なし)		与板町うまみち 森林公園 与板町楽山亭
郷土資料館 入館料	長岡市郷土 史料館	与板町歴史民俗 資料館

(2) 長岡市の制度を基に統一するもの。(合併年度は現行どおりとする。)

施設使用料名	長岡市	与板町
小中学校施設使用料 (目的外使用)	長岡市立 小・中学校	与板町立 小・中学校

(3) 長岡市の制度を基に統一するもの。(平成19年度までは現行どおりとする。)

施設使用料名	長岡市	与板町
社会福祉 センター使用料	長岡市社会福祉 センター	与板町健康 福祉センター 「志保の里荘」
体育館使用料	長岡市市民体育館 長岡市南部体育館 長岡市北部体育館 長岡市みしま体育館 長岡市新産体育館	与板町 町民体育館
テニス場 使用料	希望が丘テニス場 東山テニス場	与板町スポー ツ広場(テニス コート)
野球場使用料	悠久山野球場	与板町スポー ツ広場(運動広 場、夜間照明 施設)
その他運動 施設使用料	信濃川河川公園 (野球場) スポーツ広場(野 球場ほか)	与板町立ヶ入 スキー場

(4) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するもの。

○行政財産使用料及び占用料

(1) 長岡市の制度に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)

行政財産目的外使用料、法定外公共物使用料・採取料、公園占用料等、道路占用料、準用河川流水占用料等、下水道敷占用料及び農業集落排水施設占用料が該当します。

◆議案第26号

公共的団体等の取扱い

合併後の調整方針が次のとおり承認されました。

- 新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に努める。
- (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
 - (2) 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
 - (3) 両市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
 - (4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。

◆議案第27号

町名・字名の取扱い

次のとおり承認されました。

- 1 長岡市においては、現行どおりとする。
- 2 与板町においては、「与板町」をつけ、「大字」の表記は削除する。

◎町(字)の名称の具体例

長岡市 現行どおり	
与板町 与板町大字与板	↓長岡市与板町与板
与板町 与板町大字榎原	↓長岡市与板町榎原
与板町 与板町江西二丁目	↓長岡市与板町江西二丁目

◆議案第28号

各種団体への補助金・交付金の取扱い

合併後の調整方針が次のとおり承認されました。

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

表1 主な手数料(長岡市の制度に統一)

分科会	手数料名	長岡市	与板町
税務・収納	〈公租公課に関する証明書〉 所得証明、非課税証明など	1件につき 250円	1件につき 300円
	〈資産に関する証明書〉 評価証明、公課証明、名寄帳など	1枚につき 250円	1件につき 300円
住民・国保・年金	〈戸籍・住民基本台帳関係〉		
	戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通につき 450円	同左
	戸籍の個人・一部事項証明書 (戸籍抄本)	1通につき 450円	同左
	戸籍届書受理証明書・戸籍の届 出記載事項証明書	1通につき 350円	同左
	住民票の写し(世帯全員・個人)	1通につき 250円	1件(5人まで) につき300円、 6人目から1人 50円増し
	住民票の閲覧	1世帯につき 200円	1件につき 300円
	印鑑登録	1件につき 200円	1件につき 300円
	印鑑登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円
農林	住民基本台帳カードの交付・再 交付	1件につき 500円	同左
	〈農地関係〉		
	現況確認を伴う農地に関する証 明書の交付	1通につき 700円	無料
	現況確認を伴わない農地に関す る証明書の交付	1通につき 250円	無料
	農業経営等に関する証明書の交 付	1通につき 250円	無料
農地法による申請書の受理等に 関する証明書の交付	1通につき 250円	無料	

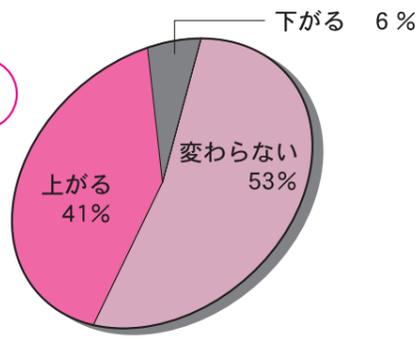
協議会及び小委員会の議案等は、協議会ホームページまたは長岡市役所内合併協議会事務局及び与板町役場総務課の閲覧資料をご覧ください。

● 合併後の行政サービス

各種事務事業の項目から住民生活に関わりのある358項目について、合併後の行政サービス水準と現在の与板町の行政サービス水準を比較しました。その結果、上がるものが41%、変わらないものが53%、下がるものが6%となり、行政サービス水準は全体として向上するという結果が得られました。

協議項目数… 358項目

調整方針に基づく合併後のサービス水準の変化



◆ 議案第29号

各種事務事業の取扱い

原案のとおり承認されました。(表3参照)

事務事業の調整に合わせて補助金の取扱いを決めるものについては、協定項目「各種事務事業の取扱い」で検討・協議を行いました。

- ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金については、除くものとする。
- (1) 両市町同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
 - (2) 両市町独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。
 - (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止する方向で調整する。

表3 各種事務事業の取扱い一覧表

□福祉・保健・医療分科会（児童福祉）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
1	私立認可保育所施設整備費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2	ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動）	〃	〃
3	子育て支援施設の設置	〃	〃
4	家庭児童相談室	〃	〃
5	乳幼児発達支援	〃	〃
6	保育料（認可保育所保育料）	合併後に統一	平成19年度から、長岡地域合併協議会を構成する6市町村の平均保育料の水準に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度に調整する。なお、所得階層区分は平成18年度に統一する。
8	通園バス	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
9	児童手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
10	延長保育（特別保育）	〃	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
11	休日保育（特別保育）	〃	〃
12	病後児保育（特別保育）	〃	〃
13	障害児保育（特別保育）	〃	〃
14	乳児保育促進事業（特別保育）	〃	〃
15	未満児保育（特別保育）	〃	〃
16	一時保育（特別保育）	〃	〃
17	地域子育て支援センター（特別保育）	〃	〃
18	地域活動事業（特別保育）	〃	〃
20	チャイルドシートの助成	合併時に廃止	廃止する。ただし、再利用事業及び貸与事業については、新市で利用しやすい制度に再編するものとする。

□福祉・保健・医療分科会（医療費助成）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
22	妊産婦の医療費助成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
23	ひとり親家庭等の医療費助成	〃	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、与板町の制度に統一する。
24	乳幼児の医療費助成	〃	越路町、山古志村、小国町、与板町の制度に統一する。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。
25	精神障害者の医療費助成	〃	長岡市、越路町の制度を基に統一する。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により対象除外となる人には、平成18年3月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
26	重度心身障害者の医療費助成	〃	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、与板町の制度に統一する。
27	老人の医療費助成	〃	中之島町、三島町、山古志村の制度に統一する。
28	老人保健医療費適正化事業	〃	長岡市の制度に統一する。
29	老人保健法による医療制度（国制度）	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

□福祉・保健・医療分科会（障害者福祉）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
30	障害者生活支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
31	手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	〃	〃
32	点字・声の広報等発行事業	〃	〃
33	心身障害者スポーツ振興事業	〃	〃
34	補装具の交付・修理、自己負担の補助	〃	〃
35	日常生活用具の給付、自己負担の補助	〃	〃
36	養護学校放課後サポート事業	〃	〃
37	知的障害者ふれあいの広場事業	〃	〃
38	福祉タクシー	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
39	自動車燃料費の助成	〃	〃
40	手話奉仕員養成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
41	重度身体障害者移動支援事業	〃	〃
42	障害者スポーツ教室開催事業	〃	〃
43	福祉バス運行事業	〃	〃
44	心身障害者福祉ハンドブックの作成	〃	〃
45	障害者住宅設備の改善	〃	〃
46	重度身体障害者緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
50	人工透析者通院費助成事業	〃	当分の間現行どおりとする。地域性を考慮し、他の福祉サービスとの調整を図る。なお、通院手段の整備状況を十分配慮するものとする。
51	特別児童扶養手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
52	障害児福祉手当	〃	〃

右上段へ続く

□福祉・保健・医療分科会（障害者福祉）（つづき）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
53	特別障害者手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
54	福祉手当（経過措置）	〃	〃
55	更生医療の給付	〃	〃
56	移動入浴サービス	〃	〃
57	心身障害者扶養共済	〃	県の制度であり、調整不要。
58	在宅重度重複障害者介護見舞金	〃	〃
59	重度身体障害者訪問審査事業	〃	〃
60	自動車改造助成事業	〃	〃
61	自動車運転免許取得費の助成	〃	〃
62	公共料金の割引	〃	県・他団体で実施するものであり、調整不要。

□福祉・保健・医療分科会（障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
68	ガイドヘルプサービス（支援費）	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
69	心身障害者訪問相談員の派遣	〃	〃
70	進行性筋萎縮症の医療給付	〃	〃
71	身体障害者施設入所（支援費）	〃	〃
72	知的障害者施設入所（支援費）	〃	〃
73	身体障害者ショートステイ（支援費）	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
74	知的障害者ショートステイ（支援費）	〃	〃
75	障害児ショートステイ（支援費）	〃	〃
76	身体障害者デイサービス（支援費・相互利用）	〃	〃
77	知的障害者デイサービス（支援費）	〃	〃
78	ホームヘルプサービス（支援費）	〃	〃
80	婦人相談室	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
81	母子福祉資金の貸付相談	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
82	児童扶養手当	〃	国の制度であり、調整不要。
85	生活保護法による保護	合併時に統一	国の水準に統一する。
86	応急援護	現行どおり	現行どおりとする。

□福祉・保健・医療分科会（介護保険）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
87	介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
88	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	合併後に統一	長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、両市町の計画の集合をもって新市の事業計画として取扱うものとする。
89	認定調査	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
90	介護保険料	合併後に統一	新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。
91	介護保険料の算定・納期等	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
92	介護保険料の減免（法定減免）	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
93	介護保険料の減免（法定外減免）	〃	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
94	特別な事情による利用料の減免（法定減免）	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

□福祉・保健・医療分科会（要介護認定者に対する高齢者福祉施策）

項番	各種事務事業	分類	調整方針
97	介護支援専門員等支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
98	住宅改修費の助成（高齢者分）	〃	県の基準に統一する。
99	ナイトデイサービス支援事業	〃	長岡市の制度に統一する。
100	痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	〃	〃
101	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	〃	〃
102	生活困窮者利用者負担軽減事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
103	介護相談員派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
104	リフォームヘルパーの派遣	〃	〃
105	家族介護支援短期入所（緊急時支援サービス）	〃	中之島町の制度を基に統一する。
106	在宅高齢者等紙おむつ支給事業（高齢者分）	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
107	家族介護見舞金支給事業（高齢者分）	〃	〃
108	訪問介護利用者支援事業	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

次ページへ続く

□福祉・保健・医療分科会(高齢者福祉と同種の障害者福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
112	住宅改造費の助成(障害者分)	合併時に統一	県の基準に統一する。
113	紙おむつ支給事業(障害者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
114	家族介護見舞金支給事業(障害者分)	〃	〃

□福祉・保健・医療分科会(介護認定を要しない高齢者福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
115	はり・きゅう・マッサージ割引券の支給	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
116	日常生活用具の給付・貸与	〃	〃
117	福祉電話の貸与	〃	〃
118	要介護老人家庭援助事業	〃	〃
119	高齢者住宅等生活援助員派遣	〃	〃
120	自立支援ホームヘルプサービス	〃	長岡市の制度を基に統一する。
121	養護老人ホーム短期入所事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
122	寝具乾燥サービス	〃	〃
123	生きがい対応型デイサービス	〃	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
124	在宅介護支援センター事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
125	緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
126	配食サービス事業	〃	〃
127	養護老人ホーム(措置)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
128	老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)	〃	〃
133	軽度生活援助事業	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者在宅支援施策の充実に努めるものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
134	訪問理美容サービス	〃	〃

□福祉・保健・医療分科会(精神障害者等に対する福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
135	精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
136	精神障害者デイサービス事業	〃	〃
137	難病患者の在宅生活支援	〃	〃
138	精神障害者交通費の助成	〃	長岡市の制度を基に統一する。
140	精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。

□福祉・保健・医療分科会(保健)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
144	予防接種	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
145	妊婦健診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
146	乳児健康相談	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
147	不妊治療費助成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
148	乳幼児健診	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
149	妊産婦・新生児訪問	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
150	乳幼児歯科保健(フッ素塗布)	〃	新制度を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
151	がん検診	〃	前立腺がんについては越路町の制度を基にし、その他は長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
152	歯周疾患検診	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
153	骨粗しょう症検診	〃	〃
154	基本健康診査	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
155	総合健康診査(基本健診、がん検診、胸部レントゲン)	〃	〃
156	訪問指導	〃	〃
157	健康相談	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
158	健康教育	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
159	人間ドック等の補助	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は基本健康診査、がん検診、胸部レントゲン検査をセットで受診できる総合健康診査へ移行するものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
161	介護予防事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
162	健康づくり推進事業	〃	〃

□福祉・保健・医療分科会(その他社会福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
163	成年後見制度利用支援事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
164	要介護世帯除雪費助成事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
165	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
166	社会福祉施設建設費補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
170	福祉センター管理運営	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
173	心配ごと相談	〃	〃

□防災・防犯・交通分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
176	自主防災組織の結成支援事業	合併時に統一	新制度を創設し統一する。

□防災・防犯・交通分科会(つづき)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
177	地域防災計画策定	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成18年度までは現行どおりとする。なお、統一までの間は、これまでの両市町の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。
178	備蓄物資整備事業	〃	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
179	防犯灯設置事業	〃	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
180	防犯灯等電気料負担	〃	〃
181	防災行政無線(移動系)事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、免許人名義は長岡市とするともに、現行機器を活用したシステムの統合、情報伝達の一元化を図るものとする。なお、統一までの間は、本庁と支所及び支所区域内の防災情報の伝達に支障のないように努めるものとする。
182	交通指導員の体制	合併後に統一	新制度を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
183	地区交通安全団体補助事業	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
184	交通遺児支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

□消防分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
185	消防団	合併後に統一	消防団の組織は、現行のまま、それぞれの消防団とするが、意志統一、融合がはかられた段階で統合する。消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。

□住民・国保・年金分科会(市民サービス、国民健康保険)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
186	消費生活の相談・情報提供	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
190	国民健康保険料(税)	合併後に統一	賦課方式は長岡市の制度に統一し、不均一賦課を行った後、平成19年度からはほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
191	国民健康保険料の納期	〃	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
193	国民健康保険の給付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

□環境分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
194	ごみステーション設置補助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
195	生ごみ処理機器設置補助事業	〃	〃
196	資源回収奨励事業	〃	〃
197	ごみの分別収集	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
198	家庭ごみ処理手数料	〃	〃
199	事業ごみ処理手数料	〃	新たな料金に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
200	し尿汲取り手数料	〃	〃

□水道・ガス分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
201	水道料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
202	水道の加入金	〃	〃
203	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	現行どおり	現行どおりとする。
204	ガス料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
205	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	現行どおり	現行どおりとする。

□学校教育分科会(幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
206	私立幼稚園就園奨励費補助金	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
211	幼児教育研修会	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
212	中学生理数系ゼミナール	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
213	オープンスクール	〃	〃
214	愛・夢・パワー子どもカガやき塾支援事業	〃	〃
215	体育系指導者研修会	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
216	人材教育推進	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度は現行どおりとする。
217	イングリッシュ・数学アカデミー	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
218	長岡学アカデミー	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度は現行どおりとする。
219	英語教育推進事業	〃	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度は現行どおりとする。
220	バス利用校外学習	〃	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
221	各種大会等出場者助成金	〃	〃
222	体験学習推進事業	合併後に廃止	公費負担による事業としては廃止する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、廃止後は他の体験学習事業と同様に保護者負担による実施とする。

□学校教育分科会(幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保)(つづき)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 223-226.

□学校教育分科会(学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 227-243.

□学校教育分科会(学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 244-268.

□生涯学習・公民館・文化施設分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 269-271.

□青少年健全育成分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 272-275.

□スポーツ・体育施設分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 276-288.

□商工・労働分科会(金融対策、商業振興)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 290-311.

□商工・労働分科会(勤労者対策)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 314-319.

□商工・労働分科会(工業振興)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 322-338.

□商工・労働分科会(企業誘致)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Row 343.

□観光分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 350-354.

□農林分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
355	新たな担い手への支援対策事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
356	農業機械・施設導入に対する国県補助事業への市町村上乗せ補助	〃	〃
357	園芸振興	〃	〃
358	松くい虫・有害鳥獣等駆除事業	〃	〃
359	土地改良事業の申請団体・負担団体	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、継続事業については当該事業期間を限度として現行どおりとする。
360	農村生活環境整備	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
361	認定農業者への支援対策事業	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
362	農業関係制度資金利子補給	〃	〃
363	地域農業の活性化	〃	〃
364	稲作振興(特別栽培農産物認証事業)	〃	〃
365	水産振興	〃	〃
366	農道・用排水路等の施設の維持管理	〃	〃
367	造林・保育事業	〃	〃
368	土地改良事業補助金(国県補助事業の市町村上乗せ補助)	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、国・県営事業の市町村負担率は国の示すガイドラインどおりとし、実施中の継続事業は現行制度を継続する。
369	農業機械・施設導入に対する市町村単独補助(農業生産組織育成)	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
370	都市農村交流(農業農村理解)の促進	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。なお、特定農地貸付事業については、小国町の制度を基本とする。
371	土地改良事業補助金(市町村単独)	〃	長岡市の制度を基に中山間地域等の地域特性を考慮した新制度を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
372	災害復旧事業(農地・林地)	〃	〃
373	土づくり促進事業	〃	越路町の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
374	林道等維持管理	〃	林道台帳登載道路は越路町の制度を、その他の作業道等は長岡市の制度を基に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
375	畜産振興	〃	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
376	生産調整	〃	新基準を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
377	中山間地域振興	現行どおり	現行どおりとする。ただし、中山間地域等直接支払制度は平成17年度に制度の見直しがあり、その時点で地域の状況に合った取組みを実施する。

□都市計画分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
378	バリアフリー化整備事業補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
379	都市景観の形成	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、景観影響行為に関する届出等については、合併後において検討する。
380	バス待合所設置事業補助	〃	長岡市の制度を基に統一する。
381	土地区画整理事業助成制度	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
382	生活路線バス	現行どおり	現行どおりとする。

□建築住宅分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
383	市町村営住宅(家賃)	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
384	市町村営住宅(敷金)	合併時に統一	越路町、小国町、与板町の基準に統一する。
385	市町村営・県営住宅(入居者の資格)	〃	長岡市の制度を基に統一する。
386	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)	〃	〃
387	市町村営住宅(家賃の減免方法等)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
388	市町村営住宅(駐車場使用料)	〃	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
389	県営住宅(家賃)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
390	県営住宅(敷金)	合併時に統一	越路町、与板町の基準に統一する。
391	県営住宅(家賃の減免方法等)	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
392	県営住宅(駐車場使用料)	〃	〃
399	公営住宅等維持管理費用の負担区分	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
400	勤労者住宅建設資金融資制度	〃	長岡市の制度に統一する。
401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金	〃	長岡市の制度を基に統一する。
402	住宅建設助成制度	〃	長岡市の制度に統一する。なお、与板町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。

□道路・河川分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
407	市町村道の認定基準	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。なお、地域や地形による特性を考慮して特例を設ける。
408	道路の維持管理	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
409	放置自転車対策事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
410	道路除雪の出動基準等	現行どおり	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。
411	歩道除雪の出動基準等	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪の出動基準は「積雪10cm以上」とする。
412	小型除雪機械の無償貸与	〃	長岡市の制度を基に統一する。
413	消雪パイプに係る施策	当分の間現行どおり	消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。

□下水道分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
414	下水道使用料(農業集落排水事業を含む)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
415	下水道受益者負担金の額	現行どおり	現行どおりとする。
416	下水道受益者負担金の規定	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。
417	処理区域外の下水排除制度(工事負担金)	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
418	処理区域外の下水排除制度(公共汚水ます)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
419	水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む)	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
420	利子補給制度(農業集落排水事業を含む)	合併後に廃止	廃止する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既利子補給者については、現行の条件のままとする。廃止後は水洗便所設備改造等工事資金融資制度で対応する。

□広報分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
421	首長への手紙	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
422	広報紙の発行	〃	全市一律に市政情報が行き渡るよう、長岡市の水準に基づいて統一する。

□例規分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
423	非核平和の推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
424	公衆の賞	〃	〃
425	情報公開制度	〃	〃
426	審議会等の議事録公表制度	〃	〃
427	個人情報保護制度	〃	〃
428	海外高校留学奨学金の支給	〃	〃
429	育英奨学金の貸し付け	〃	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町の既貸付者については、現行の貸付条件、返還条件のままとする。
430	市町村表彰	〃	長岡市の制度を基に統一する。

□企画・総合計画分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
431	市民活動の推進	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
432	男女共同参画推進事業	〃	〃
433	親はじめ支援事業(ブックスタート)	〃	〃
434	小中学校への外国人留学生派遣事業	〃	〃
435	国際交流センターの運営	〃	〃
436	英文広報紙の作成	〃	〃
437	国際親善名誉市民	〃	〃

□情報分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
439	行政事務の電算システム	合併時に統一	原則として、長岡市の業務システムに統一する。
440	ネットワーク環境	〃	本庁・支所及び主要な施設間で、行政事務の電算システムが共通に運用できるように統一する。

□契約分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
441	建設工事の発注基準等	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併後、3か年程度は現行どおりとする。

長岡市・与板町合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
 電話 39-2260・39-2227(直通)
 FAX 39-2254
 ●ホームページアドレス
<http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-yoita>
 ●Eメールアドレス
office5@nagaoka-gappei.jp

みなさんの声をお寄せください

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどでお気軽にお寄せください。

次回の協議会についてのお知らせ

次回の協議会開催日は未定です。開催日が決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。